

令和4年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年5月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 令和4年5月10日(火) 午後3時18分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

| | |
|------------------|--------------|
| 1番 渡邊 豊 | 2番 定井 正雄(会長) |
| 3番 林 眞理(農政担当) | 4番 國府 直幸 |
| 5番 若林 勤 | 6番 小原 弘 |
| 7番 小西 忍 | 8番 河田 直樹 |
| 9番 阿部 英志 | 10番 渡邊 則文 |
| 11番 能登谷 和正(会長代理) | 12番 仮谷 昌典 |
| 13番 中田 省吾 | 14番 犬飼 正己 |
| 15番 秋山 陽太郎(農地担当) | |

5 出席した農地利用最適化推進委員

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 石尾 弘 | 茅原 弘和 | 武田 英雄 | 前田 操 | 守安 淳市 |
| 小西 安彦 | 竹内 功次 | 大月 泉 | 黒江 冊旨 | 友野 伸樹 |
| 藤井 久美 | | | | |

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

5番委員 6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第20号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第21号 農用地利用集積計画について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第15号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第5回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が11名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5

条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第17号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当) 1番、日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) 受人の土地がここの両サイドにありまして、耕作しにくいということで受人は、農業に対して情熱を燃やしている方なので地元としたら問題ないですが、詳細は大月委員お願いします。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(大月委員) 4月27日に視察しました。受人の方は自然農法をされておりまして、農地を6反ほど持たれています。当該地は両脇が受人の田んぼになっています。この農地を作るのは大変だということで受人にお願いをして、それではやってみようということです。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番、3番】

(農地担当) 続きまして2番、井尻野の件につきまして、次ページの3番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。これらの件について、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) 非常に小さい畑です。受人が使っている菜園のど真ん中にこの一筆がありました。受人がずっと一体利用されており、ここで実態に合やすということです。この件に関しては現

状と変わることはないと思います。これに関連して3番ですが、以前使用貸借契約を交わしていましたが、期限が切れております。2番の関係と下限面積の件もありまして、もう一度使用貸借契約を結ぶということです。内容的には何も変わらないので、地元としては問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。2番、3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号4番】

(農地担当) 続きまして4番、福井の件につきまして地元委員の説明をいたします。

(15番委員) 以前は、この受人と渡人とで使用貸借で使用していましたが、一時、公共工事の関係で休作しておりました。この度、また作付けを戻すということで、もう購入してもらえないかという話でした。作付け体形が変わるわけではないので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号90番】

(農地担当) 90番、南溝手の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この農地は、去年までは自作地だったと思います。詳細は前田委員お願いします。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(前田委員) 4月23日に現地調査をしました。その時は、すでに耕耘されておりました。今後、水稻を栽培される予定です。機械の所有ですが一式ありましてトラクター、コンバインなどを所有されており問題ありません。従事する人ですが、本人と奥さんの2人です。家からの距離は約2キロメートルで、特に問題ないと思います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。90番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、90番は許可されました。

【受付番号91番】

- (農地担当) 91番、日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この件は、渡人が現在、みかんを植えて管理していたけど、この度、果樹を栽培している受人が購入するというので、問題ないと思いますけど、詳細は大月委員お願いします。
- (農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。
- (大月委員) 当該地は、受人の家から徒歩で4、5分で、みかんが植えられています。また受人は、みかんなどの果樹栽培をされています。この度、渡人が●●に出ており、管理が難しくなり、譲りたいということで、みかんを栽培している受人が引き継ぐということです。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。91番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、91番は許可されました。

【議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第18号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】
ここで、議案の差し替えがございます。別紙のとおり4番、井手の件の次に、議案第19号の5条申請の10番、清音軽部の案件を、5番として上程させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

【受付番号1番】

- (農地担当) 1番, 赤浜の件ですが, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 5月6日におきまして, 私と2番委員, 6番委員, 7番委員, 推進委員の竹内委員, 事務局1名の計6名で現地調査をさせていただきました。1番につきまして, 東が宅地, 西が宅地, 南は畑, 北が宅地というような状況でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。
- (14番委員) 農地を住宅敷地として利用しており是正するため, 始末書を提出して正規の手続きを取りたいということでした。用水はありません。排水は自然排水で支障ありません。ともに問題ありません。日照通風, 土砂流出についても問題ありません。総合判断として問題無いと考えております。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 1番は許可されました。

【受付番号2番】

- (農地担当) 2番, 東阿曾の件ですが, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が田, 南は道路, 北が田というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。
- (3番委員) 台帳上は農地ですが, 実際は宅地の一部として使われています。今回その是正をするための申請で, 問題ないと思います。詳細は武田委員から説明いたします。
- (農地担当) それでは武田委員からの説明をお願いします。
- (武田委員) 用水, 排水については, ありません。雨水については, 宅地内の集水桝から既存の排水路へ接続します。日照通風は問題ありません。土砂の流出ですが, 東, 北, 西側にコンクリート擁壁があり, 周辺への土砂流出はありません。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。2番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号3番、5条11番】

- (農地担当) 3番、上林の件ですが、5条の11番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが、3番、11番ともに東が道路、西が田、南は宅地、北が田というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。
- (14番委員) 申請地は、住宅振興地です。詳細は守安委員から説明いたします。
- (農地担当) それでは守安委員からの説明をお願いします。
- (守安委員) 用水については、東側にあります。排水については、本申請で設置する排水路に接続するようにします。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにします。日照通風は問題ありません。土砂の流出ですが、境界部分には可変側溝、柵を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地に流出ないようにします。東、北、西側にコンクリート擁壁があり、周辺への土砂流出はありません。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。3番、11番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号4番】

- (農地担当) 4番, 井手の件ですが, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が雑種地, 南は道路, 北が田というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) この件は, 道路の拡幅です。周辺農地への影響はないと思いますので, よろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 4番は許可されました。

【受付番号5番】

- (農地担当) 5番, 清音軽部の件ですが, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑ですがソーラーパネルを設置しています。西が道路, 南は道路, 北が宅地というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。
- (6番委員) 周りがコンクリートで固められた土地でありまして, 少々残してもしょうがないという形で, 今のある田をすべて地上げしていくということでございます。詳細は, 藤井委員から説明いたします。
- (農地担当) それでは藤井委員からの説明をお願いします。
- (藤井委員) 周りは雑種地であり, 排水については, 下水道に接続するようにします。日照通風, 土砂の流出は問題ありません。周りはすべて宅地, 雑種地, 道路なので, 別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, おおむね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域内にある農地ということで, 第1種農地と判断しています。例外規定として集落に接続して設置される

施設としています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号36番】

(農地担当) 36番、上原の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南も宅地、北が田というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) この申請地は、申請人の家の東側ですが、もともとあった建物を壊した後、買い取ったということです。ここは、農地としての役目を果たしていなかったということです。現在は、庭地として利用しておられます。隣地に農地はありますが、影響はないと思います。申請人は、この土地を買い取ったまま利用してきたが、この度、是正するため申請するということです。特に問題ないと思います。以上です。

(農地担当) それでは推進委員から何かありますでしょうか。

(小西委員) 11番委員の説明のとおりです。何も付け加えるものはありません。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 是正ということで始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、36番は許可されました。以上で議案第18号の審議は終了いたしました。

【議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第19号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当) 1番、小寺の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が宅地、南が道路、北に水路があります。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) もともと1枚の田を分譲して行って、最後の1枚でございます。これより東側は農振になっていて、これ以降の分譲化はないところとなっております。宅地転用されても問題ない。むしろ農地で残っても使いづらい場所でございます。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当) 続きまして2番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) ここは2、3か月前に転用申請されて、残っていた田です。何ら問題ないと思っています。詳細は友野委員からお願いします。

- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いいたします。
- (友野委員) 昨年、相続して受人が住宅を新築する案件です。用水については、東側、西側を北に流れており、周辺農地の影響はありません。排水、日照通風、土砂の流出については、4月27日の現地調査の結果、いずれも問題ないものと判断しました。審議をよろしく願います。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。2番、を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号3番】

- (農地担当) 続きまして3番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が山林、南が宅地、北は宅地になっていました。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) 場所は、●●のすぐ北になります。詳細は守安委員にお願いしたいと思います。
- (農地担当) それでは、地元推進委員でございます守安委員をお願いいたします。
- (守安委員) この件ですが、用水は東側にあります。排水については宅地内の柵により側溝に放流します。生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、側溝へ放流します。日照通風についても問題ありません。土砂流出については、ブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにするので特に問題ないです。審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。3番、を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号4番】

- (農地担当) 続きまして4番, 久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が田, 南が田, 北は田です。こちらはきちんと管理されていまして。特に問題ないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) 田への進入路ということで, 以前から通らせてもらっていて, もう差し上げますということで, 今回の申請になりました。進入路なので用水, 排水などの問題もないと思いますので審議をよろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは, 地元推進委員の竹内委員をお願いいたします。
- (竹内委員) 1番委員のとおりです。審議をよろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において, 農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であり農用地として判断しております。農業用施設ということで例外規定を適用しております。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 4番は許可されました。

【受付番号5番, 6番】

- (農地担当) 続きまして5番, 南溝手の件ですが, 6番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが, 5番, 6番ともに東が田, 西が道路, 南は田, 北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 5番, 6番ともに, 用水は東側水路から取れます。排水については, 柵を設けて北側側溝に接続します。生活雑排水については, 合併浄化槽にて処理し, 既存水路に放流します。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については, ブロック擁壁を設置し, 隣接地に流出しないようにします。総合判断として隣接地に影響ないと思いますので審議

をよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。5番、6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号8番、7番】

(農地担当) 続きまして8番、宿の件ですが、使用貸借の7番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。なお、この案件については黒江推進委員が関係者になっておりますので、退出をお願いします。

(黒江委員 退席 2時28分)

(農地担当) それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、8番につきましては、東が道路、西が田、南が宅地、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。7番ですが、東が道路、西が水路、南が宅地、北が田です。こちらも転用した場合の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 申請地は、進入路と宅地ということになっています。排水については、宅地柵に集水し泥等を取り除きます。日照通風については、支障ありません。土砂の流出については、境界部分にコンクリート擁壁を設置します。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8番、7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。入室してもらってください。

(黒江委員 入室 2時33分)

【受付番号9番】

(農地担当) 続きまして9番、見延の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) こちらは、東が道路、西が山林、南が宅地、北は原野。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) 申請地を露天駐車場にしようとするものです。営農の支障ですけど、用水はありません。舗装しないので地下浸透です。日照通風は影響ありません。土砂の流出については、土を入れないので問題ありません。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当) 続きまして12番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が宅地というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 近隣から宅地開発が進んでおりますこの地区に住宅を求めて移転してきた案件で、地元としては問題ないと聞いております。詳細は石尾委員より説明いたします。

(農地担当) それでは、石尾委員からの説明をお願いいたします。

(石尾委員) 周辺状況については、現地報告のとおりです。営農条件の影響ですけど、用水は北側に水路があり通して水を入れるので問題ありません。排水については、沈殿柵を設置し、道

路側溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し水路に流入しないようにします。日照通風については影響がないように留意し、土砂流出については、境界部分に土留め壁を設置し、隣接地に土砂が流出しないようにします。総合判断としまして問題ないと思われまふ。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この件については、始末書がございます。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当) 続きまして13番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が墓地、南が宅地、北が宅地というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われまふ。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この周辺は2、3年前から住宅が建っています。この申請地で最後です。用水は不要です。排水については、沈殿柵を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し直接水路に流入しないようにします。日照通風については支障がないようにします。土砂流出については、境界部分に土留め壁を設置し、隣接地に土砂が流出しないようにします。総合判断としまして問題ないと思われまふ。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

- (農地担当) 続きまして14番, 井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が墓地, 南が畑, 北が道路というような状況でございますが, 転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) ここは, どんどん市街化が進んでいる農地です。周辺状況は現地調査の報告のとおりです。周辺で作付けをしている農地は, ほぼございませんので, 通水が無くても影響がない地区です。ですので, 転用されても問題ないと考えておりますのでよろしくご審議お願いいたします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 市街化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 14番は許可されました。

【受付番号15番】

- (農地担当) 続きまして15番, 井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (5番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南が道路, 北が田ですが造成している土地でございますが, 転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 既存宅地とあわせての申請となっております。ここは, すでに地上げされております。問題ないと考えておりますのでよろしくご審議お願いいたします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 市街化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。以上で議案第19条の審議はすべて終了いたしました。

【議案第20号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第20号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長) 【議案第20号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号7番】

(農地担当) この件について現地確認の結果報告をお願いします。

(9番委員) ●●の東斜面に●●●●が出来ていますが、その隣に山から下りている道があるんですが、廃止しても地元委員として問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) この道路はもう使わないのでしょうか。

(9番委員) 行き止まりの道路で先端が切れたよというだけで付け替える必要もないということです。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それではこの道路を用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【議案第21号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第21号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第21号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当) まず、10番委員に退席をお願いします。

【10番委員 退席 2時51分】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、所有権移転でございます。中間管理機構への所有権移転の案件でございます。まずは、目を通していただいて何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のどおり承認といたします。10番委員、入室してください。

【10番委員 入室 2時53分】

【報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第12号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第12号 報告書について朗読】

【報告第13号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第13号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第13号 報告書について朗読】

【報告第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第14号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第14号 報告書について朗読】

【報告第15号 農地法第6条の規定による農地所有適格法事人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第15号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第15号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 29ページ以降は、その他報告事項となっております。合意解約、適用外、利用目的の変更についてです。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が6件、4条関係が6件、5条関係が14件でございました。総社市所有公共用財産の用途廃止の件については、周辺営農上問題なしとしました。また、農用地利用集積計画について原案どおり承認としました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時18分